

くことが何よりも重要であると考えております。就任以来、私自身も機会あるごとに現場に足を運ばせていただきましたが、引き続き、私が先頭に立ち、現場の声に寄り添って、両副大臣、両政務官、そして職員全員と一つのチームとなって諸課題に取り組みたいと考えております。

山田委員長を始め委員各位におかれましては、今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(山田俊男君) 続きまして、伊東農林水産副大臣。

○副大臣(伊東良孝君) おはようございます。この度、農林水産副大臣を拝命いたしました伊東良孝でございます。

私は北海道出身でございますので、特にこの農林水産業、重要課題が山積しておるところであります。この解決に全力を挙げて取り組みたい、このように思う次第であります。

森山大臣を支え、齋藤副大臣、そして加藤、佐藤両政務官共々、諸課題の解決に当たらせていただきますと思う次第でございます。

山田委員長を始め委員の皆様方の今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(山田俊男君) 続いて、齋藤農林水産副大臣。

○副大臣(齋藤健君) おはようございます。この度、農林水産副大臣を拝命いたしました齋藤健でございます。

森山大臣の下、伊東副大臣、加藤政務官、佐藤政務官とともに、チーム森山として一丸となって農林水産業発展のため、微力ではありますが全力を尽くしてまいります。

山田委員長を始め委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(山田俊男君) 続きまして、加藤農林水産大臣政務官。

○大臣政務官(加藤寛治君) おはようございます。

この度、農林水産大臣政務官を拝命いたしました加藤寛治でございます。

森山大臣の下で、副大臣、政務官、事務方と力を合わせて農林水産行政推進のために一生懸命頑張つてまいります決意でございます。

山田委員長を始め委員の先生方の御指導、御鞭撻を心からお願ひを申し上げて、就任の御挨拶に代えさせていただきますと思ひます。

○委員長(山田俊男君) 続きまして、佐藤農林水産大臣政務官。

○大臣政務官(佐藤英道君) おはようございます。引き続き農林水産大臣政務官を務めさせていただきますことになりました佐藤英道でございます。

森山大臣の下、伊東副大臣、齋藤副大臣、そして加藤政務官と一体となって我が国の農林水産業の発展のために身を粉にして働いてまいります決意でございます。

山田委員長を始め委員の皆様方の御指導、御鞭撻、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(山田俊男君) ありがとうございます。齋藤農林水産副大臣及び加藤農林水産大臣政務官は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(山田俊男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房内閣審議官藤谷和久君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山田俊男君) 農林水産に関する調査のうち、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定に関する件及び畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○堀井巖君 おはようございます。自由民主党の堀井巖でございます。

まず、改めまして、森山大臣として伊東副大臣、御就任におめでとございます。また、佐藤政務官におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

大臣、副大臣、御就任後初めての参議院での質疑、トップバッターを務めさせていただきますことを大変光榮に存じます。

TPP協定に関する質問に入る前に一言お礼と質問を申し上げます。

森山大臣におかれましては、去る十二月の六日と七日、御多忙のところ、二日間にわたりまして私の地元奈良県にお入りいただきまして、農林業の現場を御視察されました。農林業従事者、それからまた地元自治体等の関係者にとっては本当に大きな励みになりました。本当に心から感謝を申し上げます。

私は、日程の一部ではございましたが、奈良県の十津川村というところで、四年前の紀伊半島大水害からの復旧復興を目指す直轄治山事業現場、また、四輪駆動車に乗り換えまして、急峻な林道を進んだ場所での木材搬出現場の視察に同道をさせていただきます。

今般、この視察に行かれまして、現況を御視察いただいた、特に林業の現場についての所感、お伺いできればと存じます。

○國務大臣(森山裕君) 今週の日曜日から月曜日にかけまして、奈良県を縦断する形で農林関係の現場を見させていただきました。また、月曜日には堀井委員にも御同行をいただきました。大変お喜びでございます。

今回の視察では、まず見させていただきましたのは、高品質なお茶をフランスにも輸出をしておりますお茶農家の方のお話を聞かせていただきました。フランスでデザインをされた容器に詰めて輸出をやっておられるということで、まさに文化としての輸出なんだということを改めて思

うことでございました。

また、日本一の柿の産地であります五條市におきましては、高品質な柿の長期出荷体制を確立をしておられまして、若い人たちがかなり柿農家として就農しておられるという話を伺い、また、今年には既に香港等にも輸出の実績を積み重ねておられまして、また、柿を栽培しておられる現場は、農作物を作るには大変条件の厳しいところだなどというところに柿の園地がありますので、それぞれ地域に適した御努力をなさっているんだなというのを改めて思うところでございました。

また、食の担い手、いわゆるシェフを養成する点にも、六次産業化の研修拠点として、奈良県の農業大学校をなら食と農の魅力創造国際大学に改組しておられる事例も見させていただきました。自分たちの地域にある大和野菜を中心に、どうフランス料理と日本食を融合させていくのかということにシェフの皆さんが取り組んでおられるという現場も見させていただきました。今後の新しい方向の一つではないのかなというふうに思うところでございました。

また、中山間地では、行政と地域が一体となりまして、薬用作物の生産振興を通じて六次化に取り組んでおられる現場も見させていただきました。もう今から千五百年ちよっと前になるんですが、もう今から千五百年ちよっと前になるんですが、その頃から薬草があったと言われる地域でございますので、その土地が持っている歴史というのは本当に大事なことなんだというふうに思いましたし、まさに農業というのは土壌との関係が非常に深いだろうなというふうに思うところでございましたが、ここが県と市と農家の皆さんと一体的にやっておられる取組というのは評価ができるというふうに思うところでございました。

また、奈良県は特に女性の皆さんの活躍が非常に著しいところでありまして、農業従事者が増加傾向にあるということも、私にとりましては視察をさせていただいて大変力強く思うところでございました。

また、日本一の柿の産地であります五條市におきましては、高品質な柿の長期出荷体制を確立をしておられまして、若い人たちがかなり柿農家として就農しておられるという話を伺い、また、今年には既に香港等にも輸出の実績を積み重ねておられまして、また、柿を栽培しておられる現場は、農作物を作るには大変条件の厳しいところだなどというところに柿の園地がありますので、それぞれ地域に適した御努力をなさっているんだなというのを改めて思うところでございました。

また、食の担い手、いわゆるシェフを養成する点にも、六次産業化の研修拠点として、奈良県の農業大学校をなら食と農の魅力創造国際大学に改組しておられる事例も見させていただきました。自分たちの地域にある大和野菜を中心に、どうフランス料理と日本食を融合させていくのかということにシェフの皆さんが取り組んでおられるという現場も見させていただきました。今後の新しい方向の一つではないのかなというふうに思うところでございました。

また、中山間地では、行政と地域が一体となりまして、薬用作物の生産振興を通じて六次化に取り組んでおられる現場も見させていただきました。もう今から千五百年ちよっと前になるんですが、その頃から薬草があったと言われる地域でございますので、その土地が持っている歴史というのは本当に大事なことなんだというふうに思いましたし、まさに農業というのは土壌との関係が非常に深いだろうなというふうに思うところでございましたが、ここが県と市と農家の皆さんと一体的にやっておられる取組というのは評価ができるというふうに思うところでございました。

また、奈良県は特に女性の皆さんの活躍が非常に著しいところでありまして、農業従事者が増加傾向にあるということも、私にとりましては視察をさせていただいて大変力強く思うところでございました。

また、日本一の柿の産地であります五條市におきましては、高品質な柿の長期出荷体制を確立をしておられまして、若い人たちがかなり柿農家として就農しておられるという話を伺い、また、今年には既に香港等にも輸出の実績を積み重ねておられまして、また、柿を栽培しておられる現場は、農作物を作るには大変条件の厳しいところだなどというところに柿の園地がありますので、それぞれ地域に適した御努力をなさっているんだなというのを改めて思うところでございました。

また、食の担い手、いわゆるシェフを養成する点にも、六次産業化の研修拠点として、奈良県の農業大学校をなら食と農の魅力創造国際大学に改組しておられる事例も見させていただきました。自分たちの地域にある大和野菜を中心に、どうフランス料理と日本食を融合させていくのかということにシェフの皆さんが取り組んでおられるという現場も見させていただきました。今後の新しい方向の一つではないのかなというふうに思うところでございました。

また、中山間地では、行政と地域が一体となりまして、薬用作物の生産振興を通じて六次化に取り組んでおられる現場も見させていただきました。もう今から千五百年ちよっと前になるんですが、その頃から薬草があったと言われる地域でございますので、その土地が持っている歴史というのは本当に大事なことなんだというふうに思いましたし、まさに農業というのは土壌との関係が非常に深いだろうなというふうに思うところでございましたが、ここが県と市と農家の皆さんと一体的にやっておられる取組というのは評価ができるというふうに思うところでございました。

また、奈良県は特に女性の皆さんの活躍が非常に著しいところでありまして、農業従事者が増加傾向にあるということも、私にとりましては視察をさせていただいて大変力強く思うところでございました。

また、日本一の柿の産地であります五條市におきましては、高品質な柿の長期出荷体制を確立をしておられまして、若い人たちがかなり柿農家として就農しておられるという話を伺い、また、今年には既に香港等にも輸出の実績を積み重ねておられまして、また、柿を栽培しておられる現場は、農作物を作るには大変条件の厳しいところだなどというところに柿の園地がありますので、それぞれ地域に適した御努力をなさっているんだなというのを改めて思うところでございました。

また、食の担い手、いわゆるシェフを養成する点にも、六次産業化の研修拠点として、奈良県の農業大学校をなら食と農の魅力創造国際大学に改組しておられる事例も見させていただきました。自分たちの地域にある大和野菜を中心に、どうフランス料理と日本食を融合させていくのかということにシェフの皆さんが取り組んでおられるという現場も見させていただきました。今後の新しい方向の一つではないのかなというふうに思うところでございました。

また、中山間地では、行政と地域が一体となりまして、薬用作物の生産振興を通じて六次化に取り組んでおられる現場も見させていただきました。もう今から千五百年ちよっと前になるんですが、その頃から薬草があったと言われる地域でございますので、その土地が持っている歴史というのは本当に大事なことなんだというふうに思いましたし、まさに農業というのは土壌との関係が非常に深いだろうなというふうに思うところでございましたが、ここが県と市と農家の皆さんと一体的にやっておられる取組というのは評価ができるというふうに思うところでございました。

また、奈良県は特に女性の皆さんの活躍が非常に著しいところでありまして、農業従事者が増加傾向にあるということも、私にとりましては視察をさせていただいて大変力強く思うところでございました。

また、日本一の柿の産地であります五條市におきましては、高品質な柿の長期出荷体制を確立をしておられまして、若い人たちがかなり柿農家として就農しておられるという話を伺い、また、今年には既に香港等にも輸出の実績を積み重ねておられまして、また、柿を栽培しておられる現場は、農作物を作るには大変条件の厳しいところだなどというところに柿の園地がありますので、それぞれ地域に適した御努力をなさっているんだなというのを改めて思うところでございました。

また、食の担い手、いわゆるシェフを養成する点にも、六次産業化の研修拠点として、奈良県の農業大学校をなら食と農の魅力創造国際大学に改組しておられる事例も見させていただきました。自分たちの地域にある大和野菜を中心に、どうフランス料理と日本食を融合させていくのかということにシェフの皆さんが取り組んでおられるという現場も見させていただきました。今後の新しい方向の一つではないのかなというふうに思うところでございました。

あと、伝統的な林業地であります吉野・十津川を訪ねていただきました。川上から川下まで、高性能林業機械を用いた伐採の現場や、地域材を利用した中学校の校舎や、災害から地域を守る治山の現場などを視察させていただきました。関係の皆さんの御努力に頭の下がる思いでございました。

また、この十津川村は、十津川の森林組合が中心になって、自分たちの材というのは非常にいいものだという立証するために、それぞれの材の強度とかあるいは水分の含有率とかというものをきちっと測って、それを明示しながら、工務店と連携をして十津川産材を販売しておられるという努力は本当に素晴らしい取組だということに思うところでございます。

今後とも、いろんな現場を見させていただきまして、いい事例を横展開をさせていただくということが大事なことだということに思います。改めて、農業、林業というのは、それぞれの地域の特性を生かした政策をしっかりとやるということが大事なことだということに今回の視察で改めて認識をしたところであります。

○堀井厳君 ありがとうございます。お茶の話、そして大和野菜、柿、そして葉草、それぞれ、地域においては攻めの農政ということで、高付加価値化、そして輸出の拡大に向けて一生懸命農業従事者の方は取り組んでおられますので、特に今後とも御支援のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

林業に關してもう一つだけお伺いをさせていただきますかと思っております。林業の成長産業化というふうに今言われておりますけれども、地方創生の観点からも、特に中山間地域においては極めて重要であると常々感じているところでございます。

特に、やはり木材需要の拡大が大事でありますけれども、いわゆるCIT、そして木質バイオマス、こういったことも大変重要であります。これはもとより、私は、住宅の柱などに利用される価格の高いA材、木材利用の推進をしっかりと

図っていくことも大変これはやはり重要ではないか、そしてその木材を高付加価値化していく、このことが重要ではないかというふうに思っております。林業の成長産業化の実現へ向けた大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○國務大臣(森山裕君) 堀井委員が言われますとおり、A材の活用をどう拡大していくかということが極めて大事なことだということに思っております。このA材の需要拡大に向けては、まず、住宅やあるいは公共建築物への利用拡大に更に努力をしなければなりませんし、オリンピックの施設、パラリンピックの施設等についても積極的に木材を利用していただけるように今後もしっかり頑張りたいと思っております。

それと、CITの課題でございますが、今、国交省の方でも建築基準のことについては積極的な対応をしていただいております。来年度の早い時期には一定の整理が付くのではないかとこのように思っておりますので、CITで木造高層住宅を造っていく、高層の建物を造っていくということが大事なことだと思っております。そのことにもしっかりと努力をさせていただきます。また、バイオマスの利用促進とも併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。○堀井厳君 御決意をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。林前大臣はいつも、林業の御決意を伺ったときに、私の名字を見てくださいます。林ですとおっしゃっております。今度の大臣は木が一つ増えて森になって、そして山まで付いているということ、本当に心から御期待を申し上げております。それでは、TPP協定に関する質問に入らせていただきますかと思っております。

これまで大臣におかれては、自民党のTPP対策委員長として、農林水産業の生産現場の声を受け止めながらこの交渉を見守ってこられました。そして、十月五日に米国アトランタにおけるTPP

閣僚会合において協定の大筋合意がなされました。改めて、今、大臣のこのTPPの大筋合意についての御所感を伺いたいと思っております。○國務大臣(森山裕君) TPPは、日本が交渉に参加する前はホルル宣言が前提でありました。まさに聖域なき関税撤廃が求められるような交渉には参加してはならないという思いで皆さんと一緒に努力をしてきたところであります。

その後、一昨年の二月に行われました日米の首脳会談において、我が国の農産品にはセンシティブティーがあることが確認された上で、我が国は交渉に参加を断念いたしました。その後、パランスの取れたという表現が入り、交渉が進んでまいりまして、大筋合意ができたことはよかったです。また、パランスの取れたという表現が入り、交渉が進んでまいりまして、大筋合意ができたことはよかったです。また、パランスの取れたという表現が入り、交渉が進んでまいりまして、大筋合意ができたことはよかったです。

交渉に当たりまして、私は、自民党のTPP対策委員長として、国益をしっかりと守り抜くこと、日本の農林水産業を成長産業化させていけるかどうかということに常に考えてまいりました。TPP大筋合意に至りましたけれども、厳しい交渉の中で、政府・与党が一体となって、国会決議が最も強い後ろ盾として全力を尽くした結果だということに思っております。

一方、保秘義務が掛かった交渉であったことから、現場にはなお不安の声があることも承知をしております。現場の声を寄り添って、政府全体で責任を持って万全の国内対策を講じていくことが今から我々に課せられた大事な課題であるというふうに思っております。

以上でございます。○堀井厳君 ありがとうございます。次に、衆参の農林水産委員会決議でも明記されるところに、特に厳しい交渉となりました米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物、いわゆる重

要五品目の合意内容につきまして、具体的内容を簡潔にお伺いしたいと思います。○政府参考人(大澤誠君) 事実内容でございますので、説明させていただきます。いわゆる重要五品目につきまして簡潔に御説明いたします。

まず、米でございますが、制度の根幹であります。国家貿易制度を維持しまして、その制度の下で、最終的に合計七万八千四百トンの国別枠を設置することといたしました。なお、枠外税率については維持することといたしました。麦につきましては、国家貿易制度を維持し、その制度の下で新たな関税制当て枠を設置いたしました。また、国が徴収するマークアップの段階的引上げも決定されました。なお、枠外税率については維持することとされました。

甘味資源作物でございますが、制度の基本であります糖価調整制度は維持することとなりまして、その上で、一部の調製品について関税制当て枠を設置することといたしました。牛肉・豚肉でございます。牛肉につきましては、十六年目以降に9%まで関税を削減するということが、それから輸入急増に対するセーフガードを措置することといたしました。豚肉につきましては、十年目以降に税率部分を撤廃、従量税部分につきましては五十円まで引き下げるということといたしました。また、輸入急増に關するセーフガードを措置したところでございます。

最後に乳製品でございますが、バター、脱脂粉乳の国家貿易制度を維持するとともに、ソフト系チーズなど、今後伸びが期待できる分野について関税を維持したところでございます。以上でございます。

○堀井厳君 政府がこのTPP交渉に参加して以来現在に至るまで、日本の農林水産業に与える影響については大きな不安や懸念が示されてきました。そういった思いを体現したものとして、この国会においても衆参の農林水産委員会において決議が行われたわけでありまして、

議が行われたわけでありまして、

議が行われたわけでありまして、

議が行われたわけでありまして、

今回のこの大筋合意の内容は、衆議院、なかにずく我々参議院、この国会の農林水産委員会決議をしつかり踏まえたものとなっているのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○副大臣(伊東良孝君) 重要五品目の合意内容、そしてまた国会決議との整合性についてのお尋ねであります。先ほども森山大臣から御答弁をさせていただきましたが、今回のこのT P P交渉につきましては、甘利大臣、また政府交渉団がこの国会決議を後ろ盾にいたしまして交渉をされたものであります。また、農林水産品の総タリフライン二千三百二十八ラインのうち四百四十三ライン、一九%を関税撤廃の例外とし、また、重要五品目を中心に国家貿易制度や枠外税率を維持するなど、交渉として最大の努力がなされた結果だと、このように受け止めております。

一方では、保秘義務が掛かった交渉でありましたことから、現場には情報不足ということもあり、不安の声があつたことも承知をいたしていただいております。

このため、意欲ある農林漁業者が確実に再生産ができるよう、さらに、将来に向けて希望を持って経営に取り組めるよう、交渉で獲得した措置と併せまして、政策大綱に基づきまして政府全体で責任を持って万全の国内対策を講じていく考えでおります。

最終的には国会で御審議いただくことになるわけですが、政府といたしましては、この国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただけると考えているところであります。

○堀井巖君 ありがとうございます。

農業者の方々の懸念、不安を払拭していくためには、今御答弁ありましたように、やはり万全の対策、経営安定対策を講じていくことが私は必要だと思っております。自民党においては、対策の検討に当たり、党内で本当に数多くの議論を重ねるとともに、全国に出向いて農業者の声を聞き、政府に提言をしたところでございます。

農林水産省においては、このような声をどのよ

うに受け止めてどのような対策を行うのかについて、現時点でお答えできるものがあれば是非よろしくお願ひしたいと思います。

○副大臣(伊東良孝君) 国内対策の取りまとめに当たりましては、与党におきましても、関係団体等からのヒアリングあるいは地方キャラバンなど、現場の声を踏まえた活発な御議論をいただき、政府への申入れが行われたと、このように承知をいたしていただいております。

政策大綱におきましては、こうした与党からの御提言を踏まえまして、攻めの農林水産業への転換として、農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする競争力強化、体質強化対策を集中的に講じていくとともに、経営安定、安定供給のための備えとして、協定発効に合わせまして経営安定対策の充実等、現場の懸念と不安を払拭するための措置を講ずることとしたところであります。

引き続き、これまで産業政策と地域政策を車の両輪といたしまして進めてきた攻めの農林水産業に向けた施策を着実に推進していくとともに、T P Pに係るこれらの国内対策を講ずることにより、新たな国際環境の下でも強くて豊かな農林水産業、美しく活力ある山村、漁村をつくり上げてまいりたいと、このように考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

是非とも万全の対策を講じていただきたいと思っております。何よりも不安を払拭していくためには、政府においては十一月二十五日に総合的なT P P関連政策大綱、決定されたと思っております。こういうものを是非とも十分に農業者の方々に周知をしていただきたいと、このように思っております。これは要望というふうになさせていただきたいと思います。

続きまして、今回のこのT P P協定、これ、世界経済の四割を占める巨大な経済圏が生まれるというところでございます。農業においても、今、従事者の高齢化等いろいろな将来不安を抱える中で、むしろ攻めの農政ということで、このT P P協定

を機に新しい農業の可能性も見出していけないのかと、このように期待もするところでございます。今回のこのT P P協定の大筋合意、農業者へのメリットという観点から、どのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(大澤誠君) 農業者のメリットについて、T P Pの合意内容をお答えいたします。T P P交渉におきましては、牛肉、水産物、米、日本酒、茶など、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得したところでございます。

中でも、まず米国向けの牛肉につきましては、十五年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の二十倍から四十倍に相当する数量の無税枠を獲得したところでございます。また、近年輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物につきましては、ブリー、サンマ、サバなど全ての生鮮魚、冷凍魚につきまして即時の関税撤廃を獲得したところでございます。このような措置も活用いたしまして輸出拡大を促進してまいりたいと思っております。現在、我が国からT P P十一か国への農林水産物・食品の輸出は対世界への輸出額の約三割を占めている重要な市場だというふうにご認識しております。

なお、先ほどの私の答弁で、麦の合意内容について若干読み違えがございましたので修正させていただきます。申し訳ございません。麦につきましては、マークアップの部分については国が徴収するマークアップを段階的に引き下げるという結論でございます。申し訳ございません。

○堀井巖君 ありがとうございます。

輸出拡大について更にちよっとお伺いをしたいと思います。今、我が国は二〇二〇年、まさにオリンピック・パラリンピック・イヤー、平成三十二年に農産物輸出一兆円という目標に掲げて取り組んでいるというふうにご承知をしております。

今、今回のT P P合意を契機に輸出拡大にもつ

ながる、特に相手国の関税が撤廃されるというお話がございました。しかし、そういった相手国の関税が撤廃されるということだけではなく、具体的にどのような形で実際に輸出拡大が本当に起こり得るのかということ、もう少し農林漁業者の方々が前向きに具体的に考えられるように、何か例があればそれを示しながら少し御説明を、御答弁をいただきたいというふうにお伺いいたします。

○大臣政務官(佐藤英道君) T P Pの大筋合意におきましては、米や牛肉、水産物、日本酒、茶、青果物など、我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てにおきまして相手国の関税が撤廃されることになったところであります。是非、これらの国々への輸出拡大が期待されると考えているわけでございます。

特に全国各地での輸出の取組も着実に広がっております。例えば堀井委員の御地元であり、先日、森山大臣が訪問いたしました奈良県におきましては、JAが十年來、特産の柿の輸出に取り組んでおります。また、北海道におきましても、ホタテが世界各国への輸出を伸ばしているほか、アイスクリームもベトナムに輸出をされているところでございます。

こうした取組を全国的に広めつつ、先日取りまとめられた政策大綱に基づきまして、重点品目ごとの輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等の取組を実施しながら、平成三十二年の農林水産物・食品の輸出額一兆円目標の前倒し、是非この達成を目指し、農林漁業者が将来に向かって希望を持って経営に取り組んでいけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

それぞれの地域において、今、奈良県の例もお示しいただきましたが、様々な今取組を先行錯誤しながら、あるいは以前から一生懸命皆さんやっつけて、この総体が平成三十二年の一兆円の目標前倒しにつながっていくんだというふうにお伺いいたします。そのためには、やはりそれぞれの個別具体的な努力に対してきめ細かく目配りをしていただいで、で

きる限りのサポート、支援をお願いしたいというふうな心から要望を申し上げます。

さて、最後に大臣にお伺いをしたいと思います。今回、このT P Pの合意内容、そして政府の対策の大綱を踏まえて、今後の農政の展開についてどのように今お考えであられるのか、大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森山裕君) T P Pの大筋合意を受けまして、我が国の農政はまさに農政新時代といふべき新しいステージを迎えていると考えております。この農政新時代を切り開いていくためには、現場が直面している課題に目を背けることなく、新たな技術やほかの分野の知恵なども総動員をして対応していく必要があるというふうな考えです。

そのような時代の転換期に立っているという意識を持って、T P Pを契機に日本の農林水産業、農山漁村は元気になったねと言われるように、農林水産省一丸となって問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○堀井麻君 農林水産業の現場が元気になったね、その言葉を私は今重く受け止めました。心からその実現を期待しておりますし、また農林水産省の大臣以下皆さんの御尽力を期待いたしました、私の質問を終わります。

○舞立昇治君 自民党の舞立昇治でございます。堀井先生に続きまして質問させていただきます。

まずは、森山大臣、そして伊東副大臣、御就任おめでとうございます。よろしくお願いたします。佐藤政務官におかれましては、引き続きよろしくお願いたします。

それでは、私の方からは畜産関係中心にやらせていただきたいと思っておりますが、まずは、やはりこの度のT P Pの大筋合意によりまして牛肉の関税三・八・五％が協定発効後十六年目に九％になるなど、生産者の中で最も不安を与えているのが畜産、酪農分野であることは誰もが認めることだと

思っております。

先月、政府の方で決定した政策大綱によりまずと、牛・豚・馬の法制化や補填率のアップ、豚・馬の事業の拡充等が盛り込まれるとともに、対策はこれで終わりということではなく、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な政策については来年秋を目途に具体的な内容を詰めていくというふうなことがされておまして、一定の評価ができると思っておりますが、その反面、来年秋を目途に検討をまだまだ要するものがあるということ、対策の全容の詳細まではまだ明らかになっていないと、やはりその辺が見えてこないことには、私を含め農業者関係者の皆さんにとり、真に国会決議が守られたかどうかの判断は難しいと考えております。

現場の生産者の皆様に国会決議を守ったと思っただけのように、日本の畜産、酪農の将来を持続可能なものとし、確実に再生産可能な環境を整備していくためにも、まさにこれから政治の実行力、真価が問われる正念場だと思っておりますので、農水省におかれましてもしっかりと重く受け止めていただきたいと思っております。

それでは本題に入りたいと思っておりますが、国内の畜産・酪農経営の現状におきましては、私の地元鳥取県でもそうでございますが、T P Pとは関係なく、飼養戸数、飼養頭数の減少、担い手や後継者不足、飼料価格の高止まりや子牛価格の異常な高騰など、持続可能性を失いかけていく状況であるところだと思っております。こうした状況の中で更にT P Pが厳しさに追い打ちを掛ける格好となり、生産者の皆様の不安はいかばかりかと拝察しております。

T P Pによる関税の大幅な引下げはまだまだ先と見て手をこまねいている場合ではなく、新規参入促進等の担い手・後継者対策、生産基盤、繁殖基盤の強化、経営体質の強化、そして経営所得安定対策の強化など、早急に図っていくことが

喫緊の課題と考えております。

まず、担い手・後継者対策について行きたいと思っております。その前に飼養動向について若干触れたいと思っております。

私の地元鳥取県におきます飼養戸数でございますが、平成二十五年の二百六十九戸から肉用牛の関係でございますが、二十六年は七・九％の減少、そして二十六から二十七にかけては五％の減少、今では三百二十三戸になっております。この減少傾向は大体全国と同様の傾向にございます。この減少傾向は大体全国と同様の傾向にございますが、飼養頭数の方はと申しますと、二十五年の一万九千八百六十九頭から二十六年には四・九％減少したんですが、二十七年にかけてはマイナス〇・五％の減少とほぼ横ばいで、全国では三％減少しているのに対してよく頑張っているところかなというふうな思っております。特に、鳥取県、特に子取り用の雌牛の頭数が二十六年の三千七百二十頭から二十七年は三千八百頭増加に転じておまして、明るい兆しも見られるところでございます。

そして、酪農でございますけれども、鳥取県の場合は県内一酪農協体制でございます。大山乳業さんが非常に県民に親しまれながら頑張っておられますけれども、現在、百四十三戸の酪農家が約六千頭の母牛を飼養し、年間五万六千トンの生乳を生産しております。飼養戸数は、平成二十年から二十六年、統計上の関係でございますが、六年間で三二％減少しております。

この三二％の減少ですが、同時期の全国平均二四％の減少、そして北海道を除いた都府県ベースでもマイナス二八％の減少と、これに対しての三二％の減少ですから結構深刻な状況と言えます。飼養頭数、経産牛を見た場合には、同じ期間の比較で鳥取県はマイナス二二％の減少で、都府県ベースで見た場合には同期間でマイナス一八％の減少なので、緩やかな状況かと言えます。何とか規模拡大を図りながら必死で頑張っていたという状況かと思っております。

いずれにいたしまして、やはり飼養戸数、飼養頭数の全国的な減少を一刻も早く食い止めることが非常に重要な課題でございます。まずは、この飼養戸数の減少の状況を踏まえまして、酪農の要因、それに対する新規参入促進等の担い手・後継者対策における国の取組状況についてお聞かせいただければと思っております。

○政府参考人(今城健晴君) 答え申し上げます。舞立先生おっしゃるとおり、全国ベースで酪農戸数、七年で二八％減、肉用牛農家戸数は七年间で三二％減という状況でございます。

畜産、酪農から離脱した農家というのがその要因は何なのかということにつきまして、本年十月から十一月にかけて農水省で調査をいたしましたところ、やはりパーセンテージとしては、高齢化、後継者問題が最も多く、次いで経営者の事故等ということになっておる次第でございます。そういうことも踏まえまして、まずT P Pの現状を踏まえてその対策大綱、これを踏まえて、マル緊の法制化等、将来をしっかりと明確にしていくというようなことに加えて、今委員御指摘のとおり、担い手、経営者を確保することが重要だと考えておりますので、やはり地域ぐるみでの収益性の向上により地域の畜産経営の継続を図る、そういうことに併せて、後継者や新規就農者への円滑な経営の継承、継続にも資するという観点から、畜産クラスター事業、これを活用して、クラスター計画に基づく施設、機械の整備を支援するといったことを中心に、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○舞立昇治君 ありがとうございます。しっかりと、よろしくお願いたします。

今ほど御指摘いただきました畜産クラスター事業につきましても、非常な期待が大きいところでございます。担い手不足、この事業につきましても、やはり現場でよく聞かれますのが、予算が足りない、単価が低い、支援対象を拡充してほしい、家族経営でも取り組めるような法人化要件の緩和など弾力的な運用をしてほしい、使い勝手をよくしてほ